

神奈川県病院経営緊急支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の医療提供体制を維持するため救急医療を提供する医療機関への緊急的な支援として、神奈川県病院経営緊急支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、神奈川県内に所在し、かつ令和8年3月31日まで救急医療体制を継続する病院のうち、次のいずれかを満たす病院（以下「支給対象者」という。）とする。

(1) 次のいずれかに該当する救急病院

ア 救命救急センター

イ 市町村で実施する二次救急の病院群輪番制または小児救急医療輪番制に参加している病院

ウ 横浜市二次救急拠点病院、横浜市小児救急拠点病院、または横浜市疾患別救急医療体制（脳血管疾患、心疾患、外傷）に参加している病院

エ 病院群輪番制を実施していない市町（茅ヶ崎市及び寒川町）に所在する救急告示病院

オ その他知事が認める病院

(2) 次のいずれかに該当する精神科救急病院

ア 精神科救急基幹病院

イ 精神科救急輪番病院

(支援金額)

第3条 支援金の支給額は、別表に基づき算定するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支給対象者は、神奈川県病院経営緊急支援金に係る支給申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 振込先口座の通帳の写し等、振込先口座が確認できる書類

(2) その他知事が必要と認める書類

(支援金の支給決定)

第5条 知事は、前条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、適当であると認めたときは、申請者に対し、神奈川県病院経営緊急支援金支給決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、申請者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

3 知事は、第1項の規定により申請の内容を審査した結果、不適当と認めたときは、申請者に対し、神奈川県病院経営緊急支援金不支給決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第6条 知事は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 支給対象者に該当しないことが判明した場合

- (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
- (3) 支給決定に係る申請を取下げの旨の申出があった場合
- (4) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第7条 知事は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(報告及び調査)

第8条 知事は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(暴力団排除)

第9条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ支援金の支給を申請した事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、支援金の支給を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(書類の整備等)

第10条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第11条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第12条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則
この要綱は、令和 7 年 10 月 14 日から施行する。

別表

区分	対象機関	対象病床	単価
1 救急病院	次のいずれかに該当する病院 (1) 救命救急センター (2) 市町村で実施する二次救急の病院 群輪番制または小児救急医療輪 番制に参加している病院 (3) 横浜市二次救急拠点病院、横浜市 小児救急拠点病院、または横浜 市疾患別救急医療体制（脳血管 疾患、心疾患、外傷）に参加し ている病院 (4) 病院群輪番制を実施していない市 町（茅ヶ崎市及び寒川町）に所 在する救急告示病院 (5) その他知事が認める病院	一般病床 療養病床	対象病床 1床あたり6万円
2 精神科救急 病院	次のいずれかに該当する病院 (1) 精神科救急基幹病院 (2) 精神科救急輪番病院	精神病床	対象病床 1床あたり1万円

備考

- 1 いずれの区分も、県立病院を除く。
- 2 区分1及び2のいずれにも該当する病院にあっては、区分ごとに計算した額の合計額を支給する。
- 3 病床数は、いずれも令和7年10月1日時点の稼働病床数とし、休床中の病床は含めない。
- 4 本支援金の支給を受ける病院は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間中、別表対象機関に該当予定の病院に限る。